

過疎地の給油取扱所において、地上に貯蔵タンクを設置する場合の技術的な要件に関する事項

過疎地の給油取扱所において、地上に設置する貯蔵タンク（以下「地上貯蔵タンク」という。）を設置する場合には、下記の要件を講じることとする。なお、本要件について、同等以上の安全性が確認できる場合はこの限りではない。

記

- 1 危険物を貯蔵し、又は取り扱う地上貯蔵タンクは、平家建の建築物に設けられたタンク専用室に設置すること。
- 2 地上貯蔵タンクとタンク専用室の壁との間及び同一のタンク専用室内に地上貯蔵タンクを二以上設置する場合におけるそれらのタンクの相互間に、0.5m以上の間隔を保つこと。
- 3 地上貯蔵タンクの容量は、指定数量の40倍（第四石油類及び動植物油類以外の第四類の危険物にあっては、当該数量が20,000Lを超えるときは、20,000L）以下であること。同一のタンク専用室に地上貯蔵タンクを二以上設置する場合におけるそれらのタンクの容量の総計についても、同様とする。ただし、タンクの容量がやむなく超過する場合は、いわゆる「SS過疎地対策計画」等自治体による燃料供給拠点確保のための計画で合意形成された最低限の量まで認めることとする。
- 4 地上貯蔵タンクの構造は、危険物の規制に関する政令第11条第1項第4号に掲げる屋外貯蔵タンクの構造の例によるものであること。
- 5 地上貯蔵タンクの外面には、さびどめのための塗装をすること。
- 6 地上貯蔵タンクのうち、圧力タンク以外のタンクにあっては危険物の規制に関する規則第20条で定めるところにより危険物の規制に関する政令第12条と同等の通気管を、圧力タンクにあっては危険物の規制に関する規則第19条で定める安全装置をそれぞれ設けること。
- 7 液体の危険物の地上貯蔵タンクには、危険物の量を自動的に表示する装置及び漏れを検知し事務所等へ発報する装置を設けること。
- 8 液体の危険物の地上貯蔵タンクの注入口は、危険物の規制に関する政令第11条第1項第10号に掲げる屋外貯蔵タンクの注入口の例によるものであること（掲示板に係る部分を除く。）。
- 9 地上貯蔵タンクのポンプ設備は、タンク専用室の存する建築物以外の場所に設けるポンプ設備にあっては危険物の規制に関する政令第11条第1項第10号の2（イ、ロ及びヲを除く。）に掲げる屋外貯蔵タンクのポンプ設備の例によりポンプ室内に設け、タンク専用室の存する建築物に設けるポンプ設備にあっては危険物の規制に関する規則第22条

の5で定めるところにより設けるものとするほか、車両の衝突防止措置を講じること。

- 10 地上貯蔵タンクの弁は、危険物の規制に関する政令第11条第1項第11号に掲げる屋外貯蔵タンクの弁の例によるほか、配管の破損等により危険物が漏れるおそれのある地上貯蔵タンクについては、液体の危険物を移送する配管とタンクとの結合部分の直近に、非常の場合直ちに閉鎖し、危険物が漏れることを防ぐことができる弁（逆止弁等）を設けること。
- 11 地上貯蔵タンクの水抜管は、危険物の規制に関する政令第11条第1項第11号の2に掲げる屋外貯蔵タンクの水抜管の例によるものであること。
- 12 地上貯蔵タンクの配管の位置、構造及び設備は、危険物の規制に関する政令第12条第1項第11号の2に定めるもののほか、危険物の規制に関する政令第9条第1項第21号に掲げる製造所の危険物を取り扱う配管の例によるものであること。ただし、配管はタンク専用室直近を除き埋設配管とし、配管の露出部分には、車両の衝突防止措置を講じること。
- 13 液体の危険物を移送するための地上貯蔵タンクの配管は、危険物の規制に関する政令第11条第1項第12号の2に掲げる屋外貯蔵タンクの配管の例によるものであること。
- 14 タンク専用室は、壁、柱及び床を耐火構造とし、かつ、はりを不燃材料で造るとともに、車両の衝突防止措置を講じ、窓を設けないこと。ただし、次に掲げるものはタンク専用室と同等とみなす。
 - (1) タンクが二重構造又はこれと同等以上の構造となっており、二重構造の外殻が、厚さ4.8mm以上のJIS G 3101に規定される一般構造用圧延鋼材のうちのSS400以上の引張強さを有する鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に構成され、漏洩を検知する装置、敷地全域を網羅する避雷設備及び第3種、第4種及び第5種の消火設備が設置され、車両衝突防止措置及び自然災害に耐えうる措置が講じられているもの。また、製造者、販売者、輸入業者等以外の第三者によるリスク評価、扉等の施錠、監視カメラの設置等により、安全対策を講じたもの。
 - (2) タンクが二重構造となっており、タンクが厚さ15cm以上の鉄筋コンクリートで覆われ、漏洩を検知する装置が設置され、耐火機能を備えていること及び外部からの衝撃に強い構造であるもの。
- 15 タンク専用室は、屋根を不燃材料で造り、かつ、天井を設けないこととするほか、危険物の爆発等によりタンク専用室内の圧力が異常に上昇した場合に内部のガス又は蒸気を上部に放出することができる構造とすること。
- 16 タンク専用室の出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設け、ガラスを用いないこと。
- 17 液状の危険物の地上貯蔵タンクを設置するタンク専用室の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜を付け、かつ、しきい又はせき等を用い、貯蔵された危険物の全量を収容できる貯留設備を設けること。

- 18 タンク専用室の出入口のしきいの高さは、床面から 0.2m以上とすること。
- 19 タンク専用室の照明、換気及び排出の設備は、危険物の規制に関する政令第 10 条第 1 項第 12 号に掲げる屋内貯蔵所の照明、換気及び排出の設備の例によるものであり、タンク専用室に設置する換気及び排出の設備には、防火上有効にダンパー等を設けること。
- 20 電気設備は、危険物の規制に関する政令第 9 条第 1 項第 17 号に掲げる製造所の電気設備の例によるものであること。
- 21 タンク専用室には危険物の規制に関する政令第 20 条における屋内タンク貯蔵所の消火設備と同等以上のものを設けること。
- 22 油種については本通知上指定しないこととし、設置する地域の実情に応じて判断すること。